

議 長 確認印	
------------	--

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 平成 26 年 6 月 2 日 13 : 30 閉会 平成 26 年 6 月 2 日 15 : 30
2 場 所	委員会室
3 出席委員	大縄武夫、鈴木孝則、割貝寿一、鈴木幸江、小林達信
4 欠席委員	
5 出席要求者	藤田恵二（副議長）
6 職務出席者	鈴木道男（議長） 議会事務局長、書記
7 説明員	総務課長
8 付議事件	第 1. 平成 26 年第 3 回埴町議会定例会の運営について 第 2. 委員会の公開について
9 議事の経過	<p>副委員長開会 委員長あいさつ</p> <p>第 1. 平成 26 年第 3 回埴町議会定例会の運営について (1)町長提出議案件数(報告含む)・・・ 15 件 委員長：総務課長に説明を求める。 総務課長が資料を説明 (省略) 追加議案の予定は防災庁舎の工事及び給食センター工事契約、給食センター財産の取得、固定資産評価審査委員及び笹原財産区管理会委員の同意案件計 12 件。このほか健康センター用地の財産取得 1 件が計画されている。 委員長：内容の質疑は控えていただきたいが質疑はあるか。 (なしという人あり) 委員長：質疑を終わるが良いか。 (異議なし) (総務課長退席) 委員長：次に移る。一般質問について事務局長に説明させる。 一般質問通告受理 8 名の質問内容について事務局長が説明 (省略) 委員長：質疑はあるか。 割貝委員：少子化対策に関しての健康センターというが、質問通告を尊重はするが内容はこれでいいのか。 事務局：これまでの町長の答弁では、子どもからお年寄りまでを対象とするとしていた。 委員長：老人対象と勘違いされるが町長は子どもも対象としていると発言している。 鈴木孝則委員：健康センターの用地取得は全員協議会で説明があった。あたりに質問の必要があるのか。 委員長：確かにそのとおりだが、健康センターに関しては、町の案がこれから煮詰まると思う。町側の対応はきちんとすべき。質問についてどう思うか。</p>

割貝委員：質問は質問である。

委員長：この質問は通告どおりとする。

委員長：鈴木幸江委員に質問する。「今年 2 月の」とあるが大雪のときの事を言っているのか。そうであれば、加えたほうが良いと思う。

(そのほうが良いという人あり)

委員長：大雪を加えることとする。

小林委員：事務局で言い回しを若干訂正しているが訂正が不十分である。

委員長：訂正する。

鈴木孝則委員：8 番議員の質問は漠然としていないか。具体的事項はないのか。

事務局：厚生病院の内容ということであったので、町が関わる点のみの質問になる旨説明した。

小林委員：町民の方が見ても分かるようにすべきと思う。局長から提出時にその旨説明すべき。

事務局長：承知した。

(町長の答弁による、毎回やれるものではないという人あり)

委員長：質問者も理解していると思うのでこのままとしたい。一般質問は、質問内容を十分検討したうえで行うべきである。

事務局：内容については、定例会終了後議会の検証を行うことになっているので、そこで検討することになる。

小林委員：全協でも話したが、3 月定例会の一般質問で、質問と答弁がかみ合わないことがあった。一般質問は議員活動の中で最も重要である。通告しているにもかかわらず町長は答弁しないというやり取りがあったが、議長はただ指名するだけで議事整理をしようとしなかった。全く議論になっていなかった。そのような議事運営はまずいと思う。議長は町長に申し入れをしたというがあの場合でやるべきである。我々議会は 3,000 万円の調査費を議決した。構想もない、計画もないというものを我々は通した形になっている。私は反対ではなかったのですがそれでよいが、このようなことはあってはならない。何にも分からなくて議決したことと同じである。何も分からなくて提案することはないのだから、議場できちっと町長に説明するよう議長から注意をすべきだ。昨年の振興計画の全協でも同じような・・・。

委員長：議題は一般質問である。それにそって発言して欲しい。

小林委員：一般質問に関連する。全協でも議長の采配はまずかった。今回も同じ健康センターの質問がある。同じことはないと思うが、一般質問がきちんと成立するよう議長は進めて欲しい。3 月定例会と同じことがないよう強く求める。

委員長：私も、3 月の一般質問と同じようなことがないようと思う。意見は分かった。一般質問に関しては以上でよいか。

(異議なし)

委員長：先ほどの訂正をして一般質問の議題を終わる。

請願・陳情等受理状況・・・・・・・・・・請願 2 件、陳情 18 件

委員長：請願、陳情の受理状況について事務局に説明させる。

(説明省略)

委員長：ただいまの説明のとおり、請願第 1 号は総務文教、請願第 2 号は経済厚生常任委員会に付託でよいか。

鈴木幸江委員：陳情については所管事務等で対応するのか。

事務局：陳情の中身は様々で、どの委員会が担当か整理が必要になるので全体の協議も必要かと思う。

小林委員：請願第 2 号は総務ではないのか。

事務局：決定は議運となるが、この場合は経済厚生が所管となると思う。

委員長：経済の委員長の考えは。

割貝委員：総務でやってもらえればよい。

委員長：それでは総務文教でよいか。

鈴木孝則委員：それはまずい。この場合ははっきりしている。経済厚生で行うべき。

(撤回すると言う人あり)

委員長：ただいまの指摘があったように、請願第 2 号は経済厚生常任委員会付託とする。請願陳情についてはこれで終わる。

会期・日程 (案)

委員長：会期日程に移る。事務局に説明させる。

(説明省略)

委員長：まず、一般質問をどうするか決めたい。それによって、会期が決まる。これまで、会期中に休会日を設けて欲しいと一部から出ているが。今定例会はそれほど審議案件が多くない。

割貝委員：8 人の一般質問終了は、5 時半である。通告時間は尊重すべきである。

鈴木幸江委員：ゆとりを持って行うほうがよい。空いた時間は、陳情調査などに当てるべきではないか。駆け足はまずいと思う。

委員長：駆け足するつもりはない。一般質問をどうするかである。

鈴木孝則議員：3 月定例会のときは 1 日でやったほうが良いという意見があった。今回も同じということではないが。

小林委員：執行側のことも考えなければならない。ある程度集中的にやったほうが良いのではないか。終了予定が 5 時半であれば 1 日でよいのではないか。また、休会日を設けるのは意味が分からない。

鈴木幸江委員：執行側を考えてということであればその必要はないと思う。議会も大切な仕事である。必要な時間は議会も執行側も確保してしっかりやるべき。

委員長：3 人の委員から一般質問を 2 日に分けてやってどうかとの意見があった。しかし、一般質問は 1 日でやっても問題ないと思う。ただ、12 日を休会とするかどうかである。

休会として、自宅審議にするか所管事務調査をやるかなど審議いただきたい。

割貝委員：12日は何もなしとしたほうがよい。

小林委員：何もしないなら休会もなくてよいのではないか。

鈴木幸江委員：同感である。

委員長：まず、一般質問を1日とすることを確認したい。

(1日とするが多数)

委員長：1日と決定する。次に休会日を設けるかどうか。

鈴木幸江委員：休会にして何もやらないなら意味がない。休会は不要である。休会の意味が理解できない。しかし、休会日に陳情等の事務調査を行うのであればいいと思う。

小林委員：それは1日では無理だと思う。

鈴木幸江委員：陳情は町民の声として受けとめようとしている。これは画期的活動である。何もやらないなら、休会は必要ない。

割貝委員：休会の意味は、議案審議の勉強のためということではないか。

事務局：以前、会期中に休みを設けて議案調査の時間をとって欲しいという意見があったのでこの案を作成した。

小林委員：たったこれだけしか議案がない。1日かけて勉強する必要はない。

鈴木孝則委員：3月9月は議案数も多いので休会が必要と考えるが、今回はいらないのではないかと思う。3日でよいと思う。

委員長：これまでの例を見ると3日間でも十分余裕があると思う。6月は休会を設けなくて3日間としたい。

(異議なし)

第2. 委員会の公開について

委員長：委員会の公開を議題とする。事務局に説明させる。

(資料の説明)

委員長：ただいま説明があった。意見は。

小林委員：議案書の発送は事務方で余裕を持ってできるよう事務方に任せたい。ただいまの案でよい。

委員長：事務的に無理がないよう進めていただきたい。

事務局：執行側と協議のうえ決定し、報告したい。

委員長：そのように取り扱ってよいか。

(異議なし)

委員長：決定した。

小林委員：一般質問について発言したい。

委員長：許可する。

小林委員：小貫議員の質問であるが、委員長から今後改善するよう申し入れて欲しい。

(異議なし)

委員長：今後の一般質問においては内容を十分調査して具体的通告をされるよう議会運営委員会の意見として申し伝える。

委員長：その他あるか。

鈴木幸江委員：定例会の初日に広報委員会を行いたい。定例化したいので会期日程表に加えていただきたい。

事務局：議長、各委員長の判断による。

委員長：皆さんに申し上げます。

何日か前に健康センターなどの意見文がチラシとして配付された。議会としても健康センターに関して検討チームを作って意見を出していくべきと考える。また、財政状況について町担当の話を書くなど調査を進めたい。最後に、同僚議員が第三者的に議会改革にコメントしていた。これらに意見があれば聞きたい。

小林委員：法的に悪いこととは思わないが、議会がやろうとしていることにあのような表現をすることは好ましくない。町民は議会全体の声として理解してしまう恐れもある。自粛が必要である。

割貝委員：法的に問題ないのか。

議長：法的には問題ないと思うが、自分たちがやろうとしていることを傍観者的に町民に意思表示するのはいかがと思う。議員としてやるべきでないと思う。自粛すべきである。

鈴木孝則委員：全協で提起して欲しい。真意を求めてもよいと思う。

議長：皆さんから要望があればそのようにしたい。

鈴木幸江委員：健康センターについては賛成反対どちらの声も受けとめるべきと思う。町民との意見交換会の議題として町民の声を聴いていきたい。

委員長：賛成反対でなくみんなで考えていくことが今必要。両者の意見を聞いていかなければならない。

議長：町がきちんとした方向性を出していかないと、賛成も反対のできない。もっと時間を置いて検討すべき内容。

委員長：これで議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長